

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会																		
開 催 日 時	平成27年2月12日(木) 14時00分から 15時25分まで																		
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第3・4委員会室																		
出 席 者	<p>(委員)</p> <p>会 長 大矢野 修</p> <p>委 員 植村 芳子・藤井 善則・松村 勝治 宮川 敏夫・藤原 なつみ・藤本 良知 稲垣 勝則・垣内 成泰・中川 恒夫 長谷 晋吾・辻本 良和・門前 武彦 濱 輝 芳・朝倉 洋子・早川 保子 平田 隆朗・宗像 利之</p> <p>(市)</p> <table> <tr> <td>副市長</td> <td>奥 野 章</td> </tr> <tr> <td>健康部長</td> <td>人 見 泰 生</td> </tr> <tr> <td>健康部次長</td> <td>白 井 重 喜</td> </tr> <tr> <td>健康部次長兼国民健康保険室長</td> <td>真 鍋 美 果</td> </tr> <tr> <td>健康部国民健康保険室課長</td> <td>松 岡 博 巳</td> </tr> <tr> <td>健康部国民健康保険室課長</td> <td>藤 本 久美子</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険室課長代理</td> <td>塩 塚 太</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険室係長</td> <td>寺 本 佳 史</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険室主任</td> <td>久 本 彩</td> </tr> </table>	副市長	奥 野 章	健康部長	人 見 泰 生	健康部次長	白 井 重 喜	健康部次長兼国民健康保険室長	真 鍋 美 果	健康部国民健康保険室課長	松 岡 博 巳	健康部国民健康保険室課長	藤 本 久美子	国民健康保険室課長代理	塩 塚 太	国民健康保険室係長	寺 本 佳 史	国民健康保険室主任	久 本 彩
副市長	奥 野 章																		
健康部長	人 見 泰 生																		
健康部次長	白 井 重 喜																		
健康部次長兼国民健康保険室長	真 鍋 美 果																		
健康部国民健康保険室課長	松 岡 博 巳																		
健康部国民健康保険室課長	藤 本 久美子																		
国民健康保険室課長代理	塩 塚 太																		
国民健康保険室係長	寺 本 佳 史																		
国民健康保険室主任	久 本 彩																		
欠 席 者	(委員) 田中 直樹・田岡 昭子																		

案 件 名	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限度額について（諮問事項） 2. 平成27年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額について（諮問事項） 3. 平成27年度介護納付金賦課総額等について（諮問事項） 4. 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料限度額の引き上げについて ・ 国民健康保険料の軽減措置の拡充について ・ 保険料軽減対象者数に応じた保険者への財政支援拡充について ・ 保険財政共同安定化事業について 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の「広域化」について
提出された資料等の名 称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次第書 2. 座席配置図 3. 平成26年度第2回国民健康保険運営協議会資料 <ol style="list-style-type: none"> I. 平成27年度一般被保険者に係る基礎賦課総額・後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額について II. 保険料限度額の引き上げについて III. 国民健康保険料の軽減措置の拡充について IV. 保険料軽減対象者数に応じた保険者への財政支援拡充について V. 保険財政共同安定化事業について
決 定 事 項	<p>運営協議会への諮問に対する答申</p> <p>【答申内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限度額について 基礎賦課総額を73億7千万円とし、賦課限度額を52万円とすることは適当である。 2. 平成27年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額について 賦課総額を28億8千万円とすることは適当である。 3. 平成27年度介護納付金賦課総額について 賦課総額を9億5千万円とすることは適当である。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開

会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	2人
所 管 部 署 (事 務 局)	健康部 国民健康保険室

審 議 内 容

<p>開会</p>	<p>(14時00分)</p>
<p>議長</p>	<p>定刻の午後2時になりましたので、ただ今から平成26年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会を開催します。本日の協議会に対しまして傍聴の申し出がございましたので、これを許可します。ご了承願います。</p>
<p></p>	<p>大矢野会長挨拶</p>
<p>奥野副市長</p>	<p>奥野副市長あいさつ</p>
<p>議長</p>	<p>次に、事務局から、委員の出席状況について報告をお願いします。</p>
<p>塩塚課長代理</p>	<p>委員の出席状況について報告いたします。</p>
<p></p>	<p>本日の会議、ただいまの委員出席数は18名であります。</p>
<p></p>	<p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、報告がありましたように、出席委員は定足数に達しておりますので、本日の協議会が成立していることを確認します。</p>
<p></p>	<p>委員の交代があるようですので、事務局から紹介をお願いします。</p>
<p>真鍋次長</p>	<p>委員の交代についてご紹介します。</p>
<p></p>	<p>平成26年10月1日より公益代表委員としまして、北大阪労働基準監督署署長の早川保子委員にご就任いただいております。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、会議録の署名委員を指名します。</p>
<p></p>	<p>署名委員としまして、藤原なつみ委員並びに平田隆朗委員を指名します。よろしいでしょうか。(異議なし)</p>
<p></p>	<p>それでは、どうぞよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今から審議に入ります。</p>
<p></p>	<p>諮問事項「平成27年度一般被保険者に係る基礎賦課総額等について」</p>
<p></p>	<p>「平成27年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額等について」</p>
<p></p>	<p>「平成27年度介護納付金賦課総額等について」</p>
<p></p>	<p>を一括議題とします。</p>
<p>奥野副市長</p>	<p>諮問書の諮問内容を朗読</p>

	<p>「諮問書 枚方市国民健康保険運営協議会規則（昭和 55 年枚方市規則第 19 号）第 2 条第 1 項第 2 号に係る下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。</p> <p>[諮問事項]</p> <p>1. 平成 27 年度一般被保険者に係る基礎賦課総額について基礎賦課総額を 73 億 7 千万円とする。</p> <p>2. 平成 27 年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額について</p> <p>賦課総額を 28 億 8 千万円とする。</p> <p>3. 平成 27 年度介護納付金賦課総額について賦課総額を 9 億 5 千万円とする。」</p> <p>以上ご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	事務局から諮問内容について説明をお願いします。
藤本課長	<p>諮問事項につき順次説明します。</p> <p><u>資料に基づき説明</u></p>
議長	被保険者数が減っており前期高齢者が増えている。医療費が高くなって保険料負担をお願いすることとなるとの趣旨だと思われませんが、委員の皆さんの質問、ご意見をお受けします。
委員	一般会計から 3 億円を繰り入れるとのことですが、これは、国保の被保険者以外の方の負担も強いていると理解していいのでしょうか。
真鍋次長	国保の加入者を含め、枚方市民の方の税金などからの負担となります。
委員	大きな数字の中で 3 億円繰り入れることでどの程度の効果があるのでしょうか。
真鍋次長	前年度は医療分に 2 億円、介護納付金分に 1 億円、合計で 3 億円を一般会計から繰り入れました。国から示された介護納付金の金額が大きくなりましたので、医療分に 3 億円繰り入れることとしました。繰り入れをしなければ賦課総額が 3 億円上がるということになります。
委員	73 億円の賦課増額が 76 億になるということですね。繰入金には基準などがあるのでしょうか。

議長	<p>一般会計からの繰り入れは、いわゆる法定繰り入れとそれ以外の繰り入れ3億円があるというわけですね。</p>
真鍋次長	<p>市が独自で決定している額ということになります。一般会計の財政状況を見ながら繰り入れを行うということになります。</p> <p>繰り入れを反映したシミュレーションが資料の11ページにございます。所得別の保険料を示していますが、たとえば一番所得が高い層でいいますと賦課限度額がありますので2万円上がるのですが、その少し所得が低い層でいいますと2万円を超え4万円近くの上昇となっております。</p> <p>もし3億円の繰り入れを行わなければその額が6、7万円上がるということになり、かなりの上昇となってしまいます。3億円の繰り入れを行うことで、全体的に対前年度比の保険料の上昇を抑えることができます。所得の低い1人世帯でいいますと、600円上がるということになりますが、繰り入れがなければ2000円程度上がることになってしまいます。全体として必要額を見込まなければなりません、一方で大幅な上昇は抑えなければなりませんので、一般会計の状況からも3億円の繰り入れをお示ししております。</p>
委員	<p>値上がり分の上昇を、小さな幅ではありますが抑える効果があるということですね。</p>
議長	<p>負担の上昇をできるだけ緩やかにする効果があるという説明でしたね。</p>
委員	<p>3ページに棒グラフが並んでいますが、一番下の介護納付金の27年度の当初案が、前年26年が22億円であったものが19億円に下がっています。先ほど介護報酬の引き下げに伴うとの説明でしたが、実際介護にかかるお金はどんどん増えていると思われませんが、これとは関係が無いというべきでしょうか。</p> <p>それと、一番上の療養諸費の棒グラフですが、平成26年度は前年25年度に比べそれほど増えていないのに、平成27年度の見込みは大幅に15億円ほど増えていますその理由を教えてください。</p>
真鍋次長	<p>まず、介護納付金についてですが、この数字というのは国の方から保険者として集めるべき金額として示されるのですが、40歳から64歳までの方については保険料として介護分も医療保険者で集めることとなって</p>

	<p>います。介護給付費が非常に大きく下がったといえますのは、介護の請求というのは医科のレセプトのように請求明細にて、定められた基準によって請求されるのですが、その基準が平成 27 年度には介護報酬の改定により 2.7%引き下げられるということ、もうひとつは国全体で 2 号被保険者つまり 64 歳までの方の人口が 65 歳以上に比べて非常に減少しておりますので、各医療保険者で集める介護保険の負担割合が平成 26 年度までは 29%であったものが 27 年度には 28%に 1%引き下げられましたので、国から示された額がこのようになったということです。介護必要額は当然増加していると思われませんが、報酬改定と 65 歳以上の 1 号被保険者の負担が増えているということです。</p> <p>療養諸費についてですが、3 ページの表は当初の見込みであったのですが、26 年度の前半において非常に伸びが大きく、最終的には 4 ページのような決算見込みとしています。高齢者の割合は下がることはありませんので、27 年度は 26 年度の決算見込みと同程度の額を見込んだということです。</p>
委員	<p>5 ページの保険料収納率のところなんですが、平成 25 年度の滞納繰越分の数字がかなり大きく 12.42%と上がっていますが、滞納処分の効果があったということなんですが、どのような取組みがなされたのでしょうか。</p>
松岡課長	<p>滞納繰越分につきましては、昨年から国保室内に設置した国保納付センターで電話による納付勧奨を行い、納付促進対策として、悪質で高額な滞納者に対して、滞納処分事務専門員を中心として、納付担当職員全員が差押等の事務を執行できるようにして財産調査を行ったうえで差押等滞納整理に当たっています。その成果もありまして、滞納繰越分の収納率が上がっている状況です。今後も、財務部の債権回収課と連携しながら収納率向上に努めたいと考えております。</p>
委員	<p>先ほどの一般会計の繰入金ですが、比率、相場について、その時の財政状況や保険料総額などによりきめられているのか、ある程度の基準があつての執行になるのですか。</p>
真鍋次長	<p>一般会計の財政状況も特に余裕があるというわけではなく、そのあたりを見ながらということになります。保険料率があまりにも急激な上昇にならないように決めることになります。10 ページをご覧頂きますと北河内各市の中では枚方市は低い状況といえると思います。13 ページでは同じ所得で保険料がどうなるのかという表を示しています。北河内が</p>

委員	<p>今後どうなるかはわかりませんが、平成 27 年度案においてもまだ平成 26 年度の各市よりも低額といえるかと思えます。ただ、これを他市並みにということにするには厳しいかと思われ、できるだけ上昇幅を緩やかにしようと位置づけているところです。</p> <p>一般会計繰入金が、他市の高槻とか守口市とか、前年度、前々年度と比較表があったと思われませんが、今回はないのでしょうか。</p>
真鍋次長	<p>私どもが用意した資料ではお示ししていないと思いますが、繰り入れについては各市の考え方があり、それぞれの市の方針があります。当市においても例えば総額の何%とするかなどのルールがあるわけではございません。</p>
議長	<p>近隣の自治体など他市の状況はどうなっているのでしょうか。</p>
真鍋次長	<p>赤字の保険者においては、ほとんどの自治体で繰入金があると思われませんが、繰り入れ時期のタイミングについてはまちまちだと思います。</p> <p>決算時に赤字の穴埋めの形で入れるという方法をとっている市と、年度当初に繰り入れて保険料を決定している市とあると思えます。他市の保険料決定のルールというものについては、あまり詳しくありません。一般的に保険料賦課総額に基準外繰り入れを行うとすれば保険料の引き下げ効果に繋がります。年度当初に繰り入れている額は予算書が出れば判るのですが、そのうちどれだけが保険料賦課総額に反映されているかは、また違う話となり、そのあたりのルールというのは各市によって違うのかなと思われまます。</p>
委員	<p>もう少し単純に、結果としてたとえば、平成 26 年度で北河内各市だとか高槻、茨木、摂津など繰り入れとしていくら入れられたのか分かれば、次回以降で参考としてお教えいただいたら、我々としても勉強になると思えます。</p> <p>最近、書評で興味を惹かれて読んだのですが、会長も既にお読みになったかもしれませんが「経済政策で人は死ぬか」という本が出ていまして、「公衆衛生学から見た不況対策」という副題も付いていまして、リーマンショックなどの経済破綻で緊縮財政をとったら、社会福祉の予算が削られてしまった国があるんですね。そういうところは自殺者が増えたりうつ病の人が増えたり、医療費がかえって非常に高額になっていると。それに対して社会福祉の予算を減らさなかった国、例えば I M F の勧告に従わなかったマレーシア、アイスランドなどは、一般国民の自殺者や</p>

	<p>失業者が増えるとかいうことはなかったし、結果として不況対策になっていると。これはここの議論としてふさわしくないですし、財務省とか国の方で考えるべきことなのでしょうけれども、やはり、一般会計からの繰り入れが増えることは一般被保険者としてもありがたいと思います。</p> <p>前から言われていますとおり、資料の2ページのとおり、65歳以上の人がどんどん国保に加入してきている。そうすると医療費は膨れ上がるし、保険料はあまりとれないということになって国保も大きな矛盾を抱えていると思います。そういう点からみると保険料に頼りきりになるのも考える必要があると思います。事務局に言っても仕方が無いとは思いますが、努力していただければどうかと思うわけです。</p>
議長	<p>5ページの一番上、所得階層別の世帯数の推移をみれば、150万円以下と300万円以下の世帯で支えられているわけです。300万円以上の世帯は10%切るという中で、国民健康保険を維持していかなければならない。一般会計からの繰り入れを考えないと運営は難しいという部分はあります。しかし、枚方市でも市議会や市長などのやり取りの中でも判断がなされていくことと思います。</p>
委員	<p>2ページの市人口の構成図のことで、教えていただきたいのですが、74歳までの総人口を足して何人になるのか。それと、下の被保険者数は一般だけなのか、退職者の数も含めているのか。また下にある噴出し「国保被保険者数」は下の棒グラフへの噴出しなのか。以上、お伺いします。</p>
真鍋次長	<p>おっしゃるとおり「被保険者数は」下の濃い赤色の棒グラフを示し、折れ線グラフは「加入率」です。総人口は40万人を少し超えた程度で年々減少傾向にあります。74歳以下は手元に数値がないのですが、75歳以上は2000人以上増えており、74歳以下は減少している状況です。</p>
委員	<p>75歳以上は後期高齢者医療になるということで省いていると思われるのですが、私が聞きたいのは、74歳以下の総人口がわかればということなのです。</p>
真鍋次長	<p>申し訳ありませんが、手元に資料がなくお答えできません。被保険者数の下の棒グラフは一般と退職を合わせた数となっています。1ページにありますとおり、年間平均ですので10万900人ということになります。</p>
議長	<p>ここで質問は打ち切りたいと思います。よろしいでしょうか。</p>

議長	<p>それでは、諮問事項に対する答申案をまとめていきたいと思ひます。お諮りいたします。</p> <p>1 点目「平成 27 年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限度額について」は、</p> <p>「基礎賦課総額を 73 億 7 千万円とし、賦課限度額を 52 万円とするということは適当である。」とすることでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。</p> <p>次に 2 点目の「平成 27 年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額について」は、「賦課総額を 28 億 8 千万円とする。」ということは適当であるということでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>異議なしということで認めさせていただきます。</p> <p>次に 3 点目の「平成 27 年度介護納付金賦課総額について」は、「賦課総額を 9 億 5 千万円とする。」ということは適当であるということでご異議はございませんでしょうか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めさせていただきます。よって以上のおり答申内容を決定させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、答申内容につきましては文書にして市長に報告することとしまして、委員の皆さんにもお送りさせていただきます。</p> <p>次に、案件 4 の報告事項につきまして事務局から説明願ひます。</p>
松岡課長	<p>事務局から資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料限度額の引き上げについて ・ 国民健康保険料の軽減措置の拡充について ・ 保険料軽減対象者数に応じた保険者への財政支援拡充について ・ 保険財政共同安定化事業について
議長	<p>今の説明について質問はありませんか。</p> <p>保険料限度額の引上げ、軽減措置の拡充、などの説明がありました。国民健康保険の広域化の話もあると思ひますが、もう少し詳しく説明</p>

<p>真鍋次長</p>	<p>いただけますか。</p> <p>軽減措置の拡充という部分ですが、11 ページの保険料比較表を見ていただきたいのですが、対前年度比の欄の緑色と黄色の部分が新たに軽減の対象となった所得区分で、緑色が新たに 5 割軽減、黄色が新たな 2 割軽減ということです。このことが、被保険者に対する財政支援ということで、報告の 2 番目の「国民健康保険料の軽減措置の拡充」に現れている部分です。</p> <p>保険者であります枚方市国保に対する財政支援で、軽減世帯の数に応じて、国の方から「基盤安定」という一種の補助金がありますが、これはいわゆる法定繰入として国で決められた繰り入れで、これは一般会計に入り、一般会計から国保の特別会計に入ります。所得が低い層が多い市町村国保に対して国が支援をしています。この部分について一部拡充が行われるということです。皆さん新聞報道で 1,700 億円の財政支援を国保に対して行うということをご覧になられていると思いますが、消費税の増税分を財源として、この財政支援を行うということです。</p> <p>4 番目に申し上げた保険財政共同安定化事業については、この再保険事業の拠出と交付が対になっていますが、この対象が今まではレセプト 1 件あたり 30 万円以上となっていたものが、1 円以上のすべてのレセプトを対象として、都道府県レベルで交付と支出を財政調整するということとなり、すごく大きな金額が出て入ることになります。特別会計の予算規模が大きくなるということですが、機能自体に変わりはありません。拠出と交付の金額が同額であれば何も影響はないとの話になりますが、拠出額の決定はそれぞれの府下の市町村ごとの被保険者数と医療費の割合だけではなく、所得割合に応じて配分されるというルールになっており、こここのところ枚方市においてはかなり拠出超過になっており、一定、保険料に反映せざるを得ない状況となっています。相対的に見れば大阪府下の中で枚方市は所得が高い方とされています。</p> <p>国民健康保険の広域化については別紙資料がありますので、そちらを見ていただいて説明します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは説明をお願いします。</p>
<p>藤本課長</p>	<p>事務局から資料に基づき説明</p>
<p>議長</p>	<p>実施時期が、平成 30 年 4 月ということです。3 ヶ年の間にまだこれから議論が展開されると思いますが、仕組みが大きく変わるということで、枚方市としてもどういう影響があるのかということで、充分注</p>

<p>委員</p>	<p>意していく必要があると思います。</p> <p>提出されているこの要望書については事実だということでしょうか。</p>
<p>人見部長</p>	<p>今、担当課から説明しましたとおり、国保の広域化については平成 30 年 4 月に実施する。実施するにあたっては、各市町村から都道府県に分賦金を納付することによって国保全体の費用を賄うというところまでが大まかに決まったということであります。</p> <p>枚方社会福祉推進協議会からの要望書が提出されお配りしておりますが、その中にありますように今現在の共同安定化事業では所得割というしくみが導入されて、枚方の場合は大阪府の中で若干所得水準が高いとされており、所得水準の低いとされている自治体、保険者に所得を移転する形の支えあいの仕組みができていくところです。今の仕組みのままですとこの要望書の金額のとおりになるかどうか分かりませんが、枚方市は抛出超過のグループに入るだろうと想定されるということです。</p>
<p>委員</p>	<p>要望書の中に、予算時に法定外繰り入れを増やし、国保料の引き下げをすることを答申してください。予算時に繰り入れをしないと保険料に反映されませんとありますが、去年の説明でした予算時は 3 億円だが、決算時に繰り入れして高槻の 12 億円など他市と同様になると理解した記憶であったが、実際の金額はどうか。</p>
<p>人見部長</p>	<p>手元に確実な資料がありませんので、この資料のとおりかどうかお答えはできませんが、他市において、それぞれの市町村ごとの保険料算定の仕組みがありますので、たとえば、高槻市の 10.45 億円このすべてが賦課総額を軽減するために使われているのかどうかお答えはできません。</p> <p>枚方市のこれまでの考え方は、一般会計の状況を見ながら、急激な保険料上昇ということが、必ずしもプラスの影響をあたえるばかりではなく、大きな激変が保険料にあらわれるとマイナスの影響も考えなくてはなりません。基準外の法定外繰入を一定額、近年では 3 億円前後となっていますがその額を入れることによって激変を緩和しているというのがこれまで枚方市がとってきた措置でございます。</p> <p>一方、常に医療費は増大しておりますので、他の被用者保険、組合保険だとか共済組合などから財政支援を受けている金額は年々増額しております。そのような保険者においても、保険料の改定をして値上げをされていますので、支援を受けている国保だけが、税で補填して値上げをしないということは、健康保険としてのバランスが崩れます。掛かる医</p>

<p>議長</p>	<p>療費は保険料で基本賄うという考えを維持していく面で、一定の保険料増額改定はやむなしといえます。しかし、一般会計からの繰り入れを一定確保することによって、激変を緩和するというのがこれまでの枚方市の考え方であります。</p> <p>このあたりでご質問、ご意見は終わりにしたいと思います。 最後に、事務局の方から今後について何かありますか。</p>
<p>人見部長</p>	<p>本協議会は今年度の開催予定は本日が最後となります。委員の皆さんの2年の任期は平成27年5月末で満了となります。これまで枚方市の国民健康保険の運営につきまして貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。</p>
<p>真鍋次長</p>	<p>次回の協議会の開催につきましては、委員の改選の手続きを経まして、委員の皆さんにお知らせいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして本日審議及び協議すべき事項は全て終了しました。本協議会はこれをもって閉会とします。 委員の皆様どうもありがとうございました。</p>
<p>閉会</p>	<p>(15時25分)</p>